



国労西日本

国労西日本本部
NO. 276

発行責任者 森田 文一
編集責任者 片岡 有宏

変えよう
安全を守る
職場風土に



西日本会社より提案受ける

年休に関する制度変更、国民の祝日に関する法律の一部改正

年休が取得できる要員確保を

2月8日、西日本会社から、今年4月1日に労働基準法39条が改正され、年10日以上の子休が付与される労働者に年5日年休の使用が義務付けられることから「年次有給休暇に関する制度変更」、また、天皇の退位によって国民の祝日に関する法律の一部改正されることから「国民の祝日に関する法律の一部改正に伴う対応」について提案があった。

交渉内容

国労：要員需給が満たされていない区所がある中で、制

度変更は可能なのか。

会社：年休取得の管理をしやす

くするため、付与期日の統一化を行う。出来るだけ年休を申し込んでいただく。

5日取っていない方には年休希望調査票を考えている。

国労：要員、職場環境から年休が取得できるように態勢を行うこと。現在、年休が失効する社員はどのくらいか。

会社：5日取っていない社員は1,500人。そのなかで多いのは発給数が少ない契約社員と新入社員だ。全社員で取得の平均は17日だ。

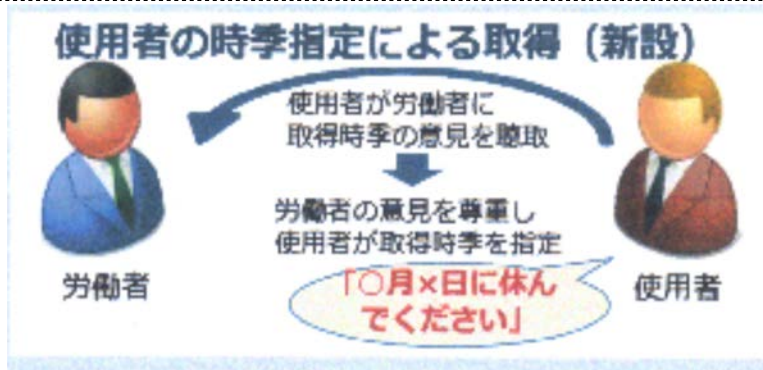
国労：別途、申し入れを行う。

提案内容

年次有給休暇に関する制度改正について

「働き方改革関連法」により、全ての企業において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年休の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられることになる。

年休は、社員等が請求する時季に与えることが基本であるとは認識しているものの、法改正に合わせて、会社による時季指定の義務化に対する必要な改正を行うとともに、



厚労省HPより

年休取得状況の管理のために年休付与期日の統一化等の改正も行う。

シニア社員、シニアリーダー社員及び契約社員の年休は社員同様の制度内容とする。

1 会社による時季指定義務化

(1)年休を10日以上付与した者は、付与した日から1年以内に保有する年休のうち5日については、年休使用日の意見尊重を尊重したうえで、あらかじめ時季を指定して使

用させる。
(2)時季を指定する場合、1労働日を単位とする。

2 付与の条件、期日及び日数

(1)毎年4月1日を付与期日として、過去1年間の所定労働日数のうち出勤した日数が8割以上の者は、次に定める年休を付与する。

①勤続1年に達したときは、15日

②以後1年を増す毎に1日ずつ加算。総日数は20日を限度

(2)社員又は契約社員として採用された場合には、採用日付で次の日数の年休を付与する。

採用月	日数
4月～9月	10
10月	6
11月	5
12月	4
1月	3
2月	2
3月	1

3 移行措置

(1)2019年3月31日時点で、付与期日が4月1日以外の日である者は、2019年3月31日をもって勤続1年に達したものととして2019年4月1日に年休を付与する。なお、この場合の出勤率の算定においては、2018年4月1日から付与期日の前日までの間の所定

労働日数を全て出勤したものとみなす。
(2)2019年3月31日時点で、契約社員又は契約社員から引き続き社員として採用された者の2019年4月1日の年休付与日数は、契約社員として採用された日から2019年3月31日までの勤続日数を年単位で切り上げ、その勤続年数に相当する日数を付与する。

2019年4月1日実施
国民の祝日に関する法律の一部改正に伴う対応について
天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号。以下「皇室典範特例法」という。）附則第10条により、国民の祝日に関する法律（以下「祝日法」という。）が一部改正される。

1 対応内容

皇室典範特例法の施行の日（2019年4月30日）の翌日より、祝日法に定める天皇誕生日が12月23日から2月23日に変更となることに合わせて、必要な規程類を改正する。

2 実施時期

2019年度の勤務等の指定期間から実施

「鉄道事業法の見直し」を求める自治体決議

自治体や地域と連携し取り組み強化を

米子・北陸地本で10自治体採択

米子地方本部は、2000年に改正をされ「事業者の届け出のみで、路線廃止可能」となった「鉄道事業法の見直し」を求める自治体決議の取り組みを進めている。これまでに米子地方

本部が請願者となり「鉄道事業法に地元同意条項の新設を求める」請願を益田市・浜田市・大田市・奥出雲町の4自治体で、議員提出として「鉄道事業法の抜本的な見直しに向けた検証を求める」意見書

採択された。出雲市・雲南市の4自治体については、島根県・松江市・松江市・福山市の4自治体で全会一致での採択となっており、三江線が廃止となる中、木次線や山口線沿線を中心に島根県

「地方ローカル線」の維持・存続に関する意見書

2018年3月末をもって「三江線」が廃止された。西日本旅客鉄道株式会社（以下JR西日本）の「三江線の廃止」提案に対して、沿線自治体が重ねて「三江線の維持・存続」を求めてきたにも関わらず、その意向が受け入れられなかったことは残念でならない。

昨年4月のJR発足30年に当たり、JR西日本は「ローカル線の見直しは不可避」とのコメントを発した。また、JR他社においても、ローカル線の見直しについて沿線自治体との協議を進めたいとの報道がなされている。

このように「地方ローカル線」は苦境に立たされているが、地方で生活していく上で「移動手段の確保」は必要不可欠であり、安易な「ローカル線の廃止」は地方の過疎化に拍車をかけることが懸念される。

もとより、国民の共有財産である鉄道の存否については、沿線自治体を始め関係自治体の意向が最大限尊重される必要がある。また、「地方創生」具現化のためにも積極的な「地方ローカル線存続」に向けた政策が展開されるべきと考える。

よって、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 地方ローカル線の廃止は当該地域住民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えることになることから、鉄道事業者の届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度については、抜本的な見直しも視野に入れた検証を行うこと。
- 2 国は、全国的な鉄道ネットワークの維持・存続のために、JRの地方交通線や第三セクター化された並行在来線の運行に関する公的助成の仕組みを整備すること。
- 3 自然災害や経年劣化による鉄道路線等の被災・事故の増加に鑑みて、国は自然災害や事故等により被災した事業者に対する鉄道軌道整備法の適用範囲を拡大するとともに、補助率・補助額のかさ上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

新潟県糸魚川市議会
議長 五十嵐 健一郎

内全域で路線廃止の危機感が高まっていることの表れである。北陸地方本部は、持続可能な地方の公共交通を守る立場から、将来にわたりJRが責任をもって運行することを目的に自治体要請を行い、白山

市及び糸魚川市で上記内容で意見書が採択された。鉄道は、通勤・通学などの日常利用や誘客の重要なツールとして地域を支える必要不可欠な社会インフラであり、鉄道の採算性だけでは図ることの出来ない「社会的便益」

京都・大阪・神戸支社の契約社員（駅営業）段階的縮小・廃止に伴う社員採用試験対象者基準の見直しについて

西日本会社において2月8日、団体交渉を行い、「現在採用されている契約社員について、希望する方は正社員として登用すること。在籍する契約社員の不安を煽ることのないようにすること」との要求に対し、会社側は「正社員中心の体制にし、正のスペイラルにしていく。心配や不安を早く取り除く。契約社員の入社の際の2回正社員試験を受けられるとの約束を守るため、3年前倒しする。公平・公正に試験を受けていただく。具体的採用試験の取扱いは可及的速やかに提案したい」と回答していたが、2月20日、

大幅に減らす、みどりの券売機プラスを拡大する等の具体的な内容が示されたが、これはあくまでイメージであり、具体的には正式に提案して協議を行う」と説明している。

5月1日、11月1日、2021年5月1日を社員採用予定日とする選考試験に限り適用する。

3 その他

京都、大阪、神戸支社の契約社員（駅営業）の新たな募集、採用については、2019年4月で終了する。

合わせて、同日社長会見において「環境変化を踏まえた今後の駅の運営体制」のなかで「遠隔システムコールセンターによるサービス導入駅の拡大」として京阪神エリアの導入拡大イメージが「将来2030年頃にみどりの窓口を

- 1 採用予定日の前日において、契約社員として勤務する見込みである者。
- 2 採用予定日の前日まで、契約社員として雇用される期間が継続して1年6か月以上となる見込みである者。

2 選考試験の対象時期

2019年11月20日、2020年1月10日

これからの医療の進歩を見据え、「生きるためのがん保険」を新しくします。

NEW/ 生きるためのがん保険 Days 1

NEW/ あなたの保険を最新化 生きるためのがん保険 Days 1 プラス

すでにアフラックのがん保険にご契約の皆様に

アベニール株式会社
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

アフラック
東京第二法人営業部
東京都新宿区西新宿2-1-1 新橋三井ビル19F
TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658